

政令第二百五号

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

附則中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八号）」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 世耕 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三

畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六号

畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第十八条第一項第二号並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第五条第一項及び第十八条の二第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）第十一条第一項の改正規定中「第九条第五項」の下に、「同条第一項」を「法第九条第一項」を加え、同令第十四条に一号を加える改正規定中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改める。

第二条のうち砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第四条の改正規定並びに同令第二十四条の次に一節及び節名を加える改正規定のうち第二十四条の四第七号に係る部分中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改める。

附則第一項中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、附則第三項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。

附則に次の一項を加える。

(調整規定)

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日となる場合には、第一条のうち畜産経営の安定に関する法律施行令第十四条に一号を加える改正規定、第二条のうち砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第四条の改正規定並びに同令第二十四条の次に一節及び節名を加える改正規定のうち第二十四条の四第七号に係る部分並びに附則第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 野田 聖子
財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 齋藤 健
内閣総理大臣 安倍 晋三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二十三条の七第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二の次に三を加える改正規定のうち第四十一条の三に係る部分中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改める。

附則を次のように改める。

1 この政令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。

2 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日となる場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十一条の二の次に三を加える改正規定のうち第四十一条の三に係る部分及び前項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三